

依之本月五日、江戸表御大目付上田周防守殿へ聞番招之、左の通御書立一通御渡被成、早飛脚を以て申來、同月十二日到着。前月迄の直段金澤御城下石三十一匁許、能越は二十四五星より六七匁迄仕事。

御書立の寫

米直段次第に下直に罷成、武家並百姓難儀の事にて、町人諸職人等に迄迄商ひ薄くかせぎ事も無之、世間一統の困窮に及び候間、當冬より江戸・大坂米屋共諸國拂米、江戸は金一兩に付米一石四斗以上に買請、大坂は米一石に付銀四拾二匁以上に買請可申候。若右直段より以下に買請申に於ては、當月十五日より米一石に付銀拾匁宛運上、買請候米屋共より指出可申候事。

但惣米は運上不出出、正米直段に准じ相應に可買請候。

萬一正米を惡米の由まぎらかし、下直に買請候はゞ、是又賣主より急度可申出候。吟味の上可相正事。

一、當十月十五日より買請米高、賣渡米高、一ヶ月切月番町奉行所へ指出、運上は賣渡候月より、中一ヶ月置可相調事。

一、金一兩に付、米一石四斗以上に買請候はゞ、不及運上

候。尤賣直段は買請直段に應じ、勝手次第たるべき事。但賣直段より買請直段、格別下直に買請候はゞ、遂吟味可相正事。

右運上申付候儀、此節計りと心得十分に買入ざる儀も可有之候哉、米直段不宜内は何年も運上申付候間、丈夫に直段買上可申事。

一、運上指出候に付、萬一買請不申米屋有之か、又は邪曲を以て紛敷儀仕においては、米賣主より早々町奉行所へ申出し、吟味の上急度可申付候。若不申出者可爲曲事。

一、江戸・大坂米直段、宜敷罷成候として、近國より例年に替り、俄に米高多く積廻し申聞敷事。

一、大坂にては米切手賣の儀も、右同前に相心得、例年に替り米高多く米切手指出申聞敷候事。

一、右の通にて江戸・大坂米直段宜く罷成候はゞ、右に准じ諸國共に米直段宜く賣買可仕候。

右之趣相觸候條其旨相心得、御料は御代官、私領は地頭より可相觸旨、可被相違候。以上。

卯十月

右之通御書付出候間、寫出候間、各御代官所村々へ早々可被相觸候。百姓拂米致候時節に候間、遅く相觸候か、又は名主等へ計申渡候ては、間違の儀も難計候間、村々へ手代わけいたし遣し、名主組頭並惣百姓共も過半呼出し、右御書付の趣とくと被申渡、小百姓ども早く承知候様に可被致候。

一、各拂米の儀御書付の通相心得、知行所有之面々は、右可被相觸候。以上。

右之通御代官へ申渡候間、御預ヶ所村々へ被相觸候儀、書面の通取計ひ可被申候。以上。

卯十月十五日

一、能州鶴川の名犬

今年六月頃、能州鳳至郡鶴川村六藏組宮谷村三郎兵衛家に、畜置候犬逸物にて、凡一村の田畠等へ夜晝に不限、見え渡候狐・狸・猫・鼠の類、又雁・鳧に至る迄無殘獵獲候。一年數百頭に及候。依之一村の百姓依頼いたし、一人も夜中田物の番等も不仕致安堵候。然處に或日の暮前、小者体にて紺染木綿着し、脇指一腰帶し、三郎兵衛家へ來り申聞候

は、此家に畜置候犬殊外あらく、猫などを多く捕、人にも傷け候間、畜置候事不入事に候。何方へ成とも遂遣可然旨申聞候に付、三郎兵衛申候は是は不存寄事に候。一村秘藏に存じ候て、且て人に當り申事も無御座候。兎角何方より被仰下候事に候哉と申、色々及問答候内、彼犬何方より來候哉、右小者の脊へ飛かゝり候を、小者取て投申候。兩度右の趣に候處、犬も少し傷み候か伏居候内に、右小者遁出候。百姓共怪て棒を以て追掛候内に、又犬も追参り嚙伏せ候を見候へば、大きな狸にて候。脇指と見え申者も無之、紺染の衣服と見え申ものも無之候。珍敷事にて候旨、御郡奉行不破仲太夫村廻仕候節、百姓共申聞候に付委曲承居置、御歸城の後達御聽候所、其犬御覽可被遊候間、爲指上候様に被仰出候。然共村中爲作毛甚有益の犬の様子具に御聞被成、先其所に可指置候。貌を寫し入御覽候様に被仰付、繪師罷越寫候。長ケ一尺五寸有之、寫居申内に其邊へ馳出候へば其儘取申候。三郎兵衛家居百姓の事に候へば、上下の差別も無之、土間板敷等と屹度隔も無之候に、此犬土間より上へ上り申事も無之、人へ馴順申候儀、並々